

R2.10月の法改正以降に各家畜人工授精所に割り当てられた管理番号を記載します。
 法改正以前に開設許可を受けた授精所にはR2年10月7日付け文書で通知しています。
 また、法改正以降に開設許可を受けた授精所の場合は、許可証の左上に記載されています。
 (「第八戸〇号」などの許可番号ではありませんのでご注意ください)

特定家畜人工授精用精液等 譲渡等記録簿(精液) 【記入例】

※本記載例中の証明書番号、家畜人工授精所管理番号等は全て架空のものです

家畜人工授精所の管理番号：02B999

家畜人工授精所の名称及び所在地：青森県八戸家

証明書番号が連番の場合はこの様にまとめて記載しても構いません

譲渡・譲受等した年月日	種畜の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用精液証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無 (該当するものに○、無の場合は用途等を記載)	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名(名称)・住所	譲渡、譲受等の内容 (該当するものに○)	備考
① 2021年 8月1日	忠光安	2021年 4月1日	4560981 ~4560990	有 無 ()	02A468	譲渡 / 譲受 廃棄 / 亡失	
② 2021年 8月5日	平安平	2018年 1月20日	7768066 ~7768070	有 無 ()	02B154	譲渡 / 譲受 廃棄 / 亡失	
③ 2021年 8月7日	広清	2019年 4月17日	4560984	有 無 (譲渡先の牛に注入)	八戸市南郷□□□ 八戸 太郎	譲渡 / 譲受 廃棄 / 亡失	譲渡先の農場が飼育する繁殖牛へ注入
④ 2021年 8月10日	第1花国	2007年 5月1日	1020345	有 無 ()		譲渡 / 譲受 廃棄 / 亡失	

- ① 他の家畜人工授精所から精液を10本譲受(購入)した場合
- ② 他の家畜人工授精所に精液を5本譲渡(売却)した場合
- ③ ①で譲受し、ボンベで保存していた精液を、家畜人工授精所の開設許可を受けていない農場が飼育する繁殖雌牛に注入した場合
(家畜人工授精の技術提供とともに、精液を注入=注入した牛の所有者に精液を「譲渡」したものとして記録します)
- ④ 8月10日に精液ストローの亡失(行方不明)が判明した場合
(「譲渡・譲受等した年月日」の欄に亡失が判明した日を、その後発見した場合は「備考」欄に発見日を記入します)

- 備考
- 1 「譲渡・譲受等した年月日」の欄には、譲渡、譲受、廃棄、又は亡失した年月日を記載する、亡失の場合は、その事実が判明した日を記入し、亡失したものが見つかった場合は、当該亡失の記録の備考欄にその旨記載するなど、亡失したものが見つかったことが分かるように記載すること。
 - 2 年月日は、西暦で記載すること